

「不当条項の類型の追加」について

1. 前回の資料の内容とこれに対する指摘

「不当条項の類型の追加」の論点のうち、一定の消費者契約の条項について例外なく無効とする規定を設けるという点について、第23回消費者契約法専門調査会（以下「前回」という。）資料1では、次のような結論としていた。

債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権を放棄させる条項を例外なく無効とする規定を設けることとし(中略)てはどうか。

これに対し、瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項について、消費者契約法（以下「法」という。）第8条第1項第5号（瑕疵担保責任に基づく事業者の損害賠償責任の全部免除条項の無効）との関係で設けられている同条第2項（当該事業者又は第三者が代替措置を講じることが合意されている場合に例外的に無効としない旨を定めた規定）と同様の規定を設ける必要はないかという指摘があった。

2. 検討

- (1) 解除権をあらかじめ放棄させる条項は、発生した解除権を放棄させるものであるから、そもそも解除権が発生しない場合には適用されない。そして、瑕疵担保責任の規定に基づく解除権が発生するのは、「契約をした目的を達することができないとき」である場合に限られているところ（民法第570条・第566条第1項本文、同法第635条）、「契約をした目的を達することができない」以上、消費者が契約から解放される手段を奪うような条項は、代替措置を講じることが合意されているか否かにかかわらず、これを無効とすることが適当と考えることができる。
- (2) なお、「民法の一部を改正する法律案」（第189回国会閣法第63号）による改正後の民法（以下「新民法」という。）の下では、給付の瑕疵（新民法の下では、給付が「契約の内容に適合しない」という表現となる。）を理由とする解除を認める規定はなくなり、契約の解除は、債務不履行の規定（新民法第541条及び第542条）に基づいて行われることになる（同法第564条参照）。この場合、給付に瑕疵がある（契約の内容に適合しない）ことを理由とする解除権が発生するのは、消費者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に事業者が履行をしない場合で、かつ、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微でない場合（新民法第541

条)又は、履行の追完が見込まれない場合又は履行の追完によって契約をした目的を達することができない場合(新民法第542条第1項)である。

の要件との関係では、催告を受けて履行の追完(これには代物の交付や修補も含まれる)を行った場合には解除権は発生しないと考えられるし、その機会を与えられたにもかかわらず履行の追完がされない場合には、解除を認める必要があると考えられる。また、の要件を満たすのは、事業者の履行の追完が見込まれない場合又は事業者の履行の追完によって消費者が目的を達することができない場合であるところ、このような場合には解除を認める必要があると考えられる。

- (3)以上に照らせば、瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項について、法第8条第2項と同様の規定を設ける必要はないと考えられる。

【参考条文】

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一～四 （略）

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（地上権等がある場合等における売主の担保責任）

第五百六十六条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2・3 （略）

（売主の瑕疵担保責任）

第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

（請負人の担保責任）

第六百三十四条 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2 注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第五百三十三条の規定を準用する。

第六百三十五条 仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。

「民法の一部を改正する法律案」（第189回国会閣法第63号）による改正後の民法

（催告による解除）

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 （略）

（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。